

高島市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

平成25年12月10日制定

1 趣旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 方針の適用範囲

本方針の適用範囲は、本市の全組織が発注する物品または役務の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

本方針で優先的に調達することとする障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項および第4項に掲げる以下の施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する次の施設

- ①就労継続支援A型事業所
- ②就労継続支援B型事業所
- ③就労移行支援事業所
- ④生活介護事業所
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥障がい者支援施設

(2) 障がい者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める重度身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定める以下の事業所

- ①障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所
- ②以下の要件をすべて満たす事業所

- ・身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者である労働者の数が5人以上
 - ・当該事業所の労働者に占める障がい者である労働者の割合が20%以上
 - ・当該事業所の障がい者である労働者に占める重度障がい者等である労働者の割合が30%以上
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障がい者
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

5 調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等

本方針により調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等は、以下に掲げるものとする。

- (1) 印刷・製本、文具・紙製品、農作物、加工食品、生活雑貨などの物品
- (2) 清掃・除草作業、リサイクル作業、リネンサプライ、軽作業などの役務

6 物品等の調達目標を達成するための方策

調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等の調達目標を達成するための方策については、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等に関する情報や、過去に調達した物品等に関する情報を定期的に取りまとめ、庁内での情報共有を図るものとする。
- (2) 障がい者就労施設等から調達した実績のある物品等については、可能な限り引き続き障がい者就労施設等から調達を行うよう努めるとともに、障がい者就労施設等からの調達実績のない物品等については、障がい者就労施設等からの調達可能性について検討のうえ、調達に努めるものとする。なお、納期が問題となるような事案については、できるだけ前倒しして発注するなどの工夫を行い、障がい者就労施設等の特性に配慮するものとする。
- (3) 障がい者就労施設等に対し、障害者優先調達推進法の趣旨および本方針の内容などを周知し、本市が調達しやすいような物品等の生産および役務等の提供体制の確保に努めるよう促すこととする。

7 調達目標および調達実績の公表

- (1) 調達目標を設定したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は翌年度5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等

により公表する。

8 その他

- (1) 物品等の調達にあたって、地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約の方法による場合については、予算の適正な使用ならびに競争性および透明性の確保に留意するものとする。
- (2) 調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等に関する情報を取りまとめたときには、各所属への提供のほか、ホームページへの掲載を行うことで、障がい者就労施設等が供給する物品等の本市以外からの受注に資することとする。

9 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、健康福祉部障がい福祉課とする。